

第一回國會 衆議院 農林委員會會議錄第四十三号

昭和二十二年十一月八日(土曜日)

午後二時四十六分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

理事 大島 義晴君 理事 鈴木 強平君

理事 萩原 壽雄君 理事 北 二郎君

理事 森 幸太郎君

理事 黒田 壽男君 佐竹 新市君

理事 永井 勝次郎君 成瀬 五郎君

理事 野上 健次君 細野 三千雄君

理事 松澤 一君 水野 實郎君

理事 小野 瀧忠兵衛君 小林 運美君

理事 佐々木 秀世君 關根 久藏君

理事 岡司 安正君 中垣 國男君

理事 堀川 恭平君 小川 原政信君

理事 重富 卓君 田口 助太郎君

理事 中村 元治郎君

出席政府委員

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 平田 左武郎君

委員外の出席者

農林技官 安田 誠三君

專門調査員 岩隈 博君

十一月五日

農地開發團の行う農地開發事業を

政府において引き繼いだ場合の措置

に關する法律案(内閣提出、參議院

送付)(第八五號)

十一月六日

自作農創設特別措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)(第八六號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

農業災害補償法案(内閣提出)(第七

第一類第九号 農林委員會會議錄

第四十三号 昭和二十二年十一月八日

五號)

石油配給公團法等の一部を改正する

法律案審査のための連合審査會開會

の件

○野澤委員長 會議を開きます。

審議にはいる前にお諮りいたしま

す。去る十一月四日内閣提出となり、

昨七日商業委員會に付託されました

石油配給公團法等の一部を改正する法

律案の内容が、石油、配炭、産業復興、

貿易及び肥料等の各配給公團法の一部

を改正する法律案でありますし、それ

らの關係上、商業、鑛工業、農林の三

委員會長においてとくど打合せをいた

しましたところ、商業、鑛工業、農林

の三委員會が連合審査會を開いて審議

することにきまりました。その日時等

は適當に三委員會において打合わせる

ことにいたしたいと思います。商業、

鑛工業、農林の連合審査會を開會する

に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○野澤委員長 御異議なきものと認め

まして、この連合審査會を開くことに

決定いたしました。

次は日程に従ひまして、農業災害補

償法案の質疑にはいることにいたしま

す。順序に従ひまして大島委員長に發言

を許します。

○大島委員長 本保險法案の内容を

少しく検討いたしましたのでありますが、

第一にお尋ねを申し上げたいことは、

本保險法案によりますと、第二類の

保險がごとく削除してある點であ

ります。第二類と申しますのは、農

業用の家屋であるとか、あるいは農機

具であるとかいうようなものが含まれ

ておつたのでありますが、今回の改正

案においては、これがいづつておりま

せん。この第二類保險を削除したの

は、政府は一體いかなる見解に基いて

このいふものを削除したかということ

を、まず伺いたいのであります。

次は今回の保險の掛金の比率の問題

であります。改正前のいわゆる舊法に

比較いたしましたら、保險金は二十倍であ

りまして、今度のは掛金が四十倍にな

つておるのであります。倍率がこれ

では合わないのではありません。要するに

農家の實際の負擔というものは、舊法

に比較いたしましたら二十倍の負擔をし

ておる。こういう實際にあるが、これは

どういふ見解でこういうふうな比率の

相違を來しているのか。またこれにつ

いて農家の實際の負擔を軽減する意思

があるかないか。こういうことをお伺

いたいのであります。

第三點は、この保險は非常に金額が

今回ばかりでございまして、金融

上の處置が特別に考慮されない限り

においては、圓滿に遂行することは不可

能だと考へるのであります。この金

融上に關する處置はいかなる方法で、

この圓滑を期するということを考へら

るか、これを伺いたいのであります。

第四點といたしましては、この保險

法によりますと、水稻には適及する

ということをしれば述べられており

ますが、養蠶に適及しないのは、われ

われはいかに納得し得ない點がある

のであります。しかもさらに陸稻にこ

の保險が適用されないということが、

なおさらわれわれは納得せざるもので

ありまして、保險の目的は、少くとも

その危險の狀態にある場合に、あるい

は危險が與えられた場合に、これを

共済するといふことが保險の目的であ

る以上、當然陸稻にもこの保險は適用

さるべきである。さらに話をともに

どしまして、晩秋蠶のごときは、ほと

んど本年の水害で收穫皆無の狀態の地

帯が非常に多いのであります。これ

らに對して政府は一體どう考へられる

か、この陸稻並びに養蠶等に適及する

意思があるかないかという點を伺いた

いと思うのであります。以上四點に對

するお答えをお願いいたします。

○山添政府委員 第二類の共済事業を

この新しい農業共済團體において取扱

わないことといたしましたのにつきま

しては、率直に申し上げますれば、私

はそういうものを併せて、全體の共

済並びに保險が體系的に發展するとい

うことの方がいいのじやないかという

考へももつておるのであります。が、

當面の問題といたしまして、國家的な

事業を行います團體の制度と、しから

ざる制度とを截然に區別するとい

う思想もございまして、當面その思

想を採用したのであります。將來

全體として農作物、繭、家畜それから

たゞいまおあげになりました第二類等

も、總合的に發展するように取上げて

いくということも、考へ得るところの

方法ではなからうかと、かように考へ

ておるのであります。

第二番目の保險料負擔が増加を來し

ておるといふ問題であります。これは

御承知のように農業保險の家畜につ

いても同様でございまして、保險料

を算定いたしまするにつきましては過

去一定年間の実績を基礎としていた

のであります。從來の法案にもそう

でありまして、毎年四年目ないし五

年目に一般的に改訂をするという規定

をもつておる。すなわち長期間とりま

して、その間移動的に料率をきめてい

く。統計的に申せば、いわゆる移動平均

といふことがございまして、これは長

期間にわたつてそういうふうな方式

で過去の実績に合せていく。そうい

う確實な基礎をとることによつて、長

い目で見ましてこの保險のバランスが

とれる。この農業保險のごときものは

とかく危險が集中して起るのでありま

して、短期間ではどういふバランスを

合わせることもできません。長い期間

にわたつてバランスを合わせる。その

ために過去の実績によるというこ

となつておるのであります。今回は最近

の昭和二十年までの事實を基礎にいた

しまして、新たに保險料を算出した

しました結果は、最近の保險料算出の基

礎に取入れられた五年間でございま

したかに、相當損害が集中發生をみてお

るというふうな事情から高くなつてお

るものであります。ところでいかに合理的に

保險料率を算定いたしましても、同時に

三九一

(343)

保険の効用をいたしましては、農家の立場からみてこれが支拂いに耐え得る、耐え得るという意味はむしろ氣持の上の問題であると思ひますが、氣持の上においてもなるほどの程度はもつともという様な程度に止まることも必要としたのでありまして、その意味から申しますれば、今後においてこの米價等は上つてまいります。従つて保険料率は同じであつてもそこに農家の心理的な立場から見たところの負擔というものは、また大きくなるという様な點も併せ考えられますので、これがある部分以上を米價の決定ということについてフルにする。すなわちこの法案におきましては消費者負擔といふことを書いておられますが、これは見方によりますれば、實は米の保險の率をそれ／＼地域的に違へる。これを國の手によつてフルしておる。そうして率の低いものを米の生産費の中に入れる。言いかえられてみれば、消費者の方にこれを生産費の形の變つたものとして轉嫁をされる。こういう形になつておられますので、本年はとにかくこの消費者負擔という原則を立てる。財政上どういふ措置がとられるといふことをまず決定をみたのであります。が、先ほど申しますような事情もございまして、さらにこれを將來いかに運用していくかということにつきましては、合理的にかつ保險が發達し得るような形において、考へていきたいと思つておるのであります。

それから金融上の措置でございします。金額も殖えてまいりますし、また農業保險はとかく集中的に損害をしておるといふ様なことも考えられまして、これは非常に大切なことであり

ます。從來農林中央金庫におきましては、この農業保險の重要性に鑑みて、無利息で貸そうといふことをやつておつたのであります。今後金額が相當に上りますので、そういうことはできないのであります。それに對して共済金を拂うために必要な金の融通につきましては、本年の處置といつたしましては、農林中央金庫と話し合ひがついてございします。將來の問題といつたしましては、いづれでございしますところの協同組合の中央金融機關、これは協同組合と申しますと意味が狭うございしますが、廣い意味における農林水産の協同組合の金融機關の設立運管にあたります。十分そういう點も考慮いたしまして、支障のないようにいたしたいと存じておるのであります。

第四番目にお尋ねになりました、養蠶について。なせ蠶及をしないかといふことでございしますが、これは先日もさういふ趣旨のお尋ねが小林委員からあり、その前にまた八木委員からあつたように伺つておるのであります。この保險の制度をいたしましては、養蠶關係は從來桑の葉だけであつたのであります。が、今同様に桑の葉の減收を含む不作といふふうに範圍を擴張したのであります。從來の制度と今回の保險制度はそこに根本的に相違を見ておるのであります。しかしこの新しい制度による養蠶についての具體的なことは、むしろ研究はいたしておるものであります。が、何ら正式に今まで實行したこともなければ、準備したこともない状況になつておられますので、繭につきましてはその主力である春蠶期は終り、夏秋蠶も大部分は過ぎてしまつてゐる現在、これを蠶及せしめることは、現實の問題として見てもどうい

は、現實の問題として見てもどういふ實行はできないかと考へております。さういふ意味から、當初から米について、とにかく反當四十五圓は低い。これを實際の價格に近づけるような措置をとりたいといふことは、今年當初からの方針、またその方針をもちましていろいろ努力をしまつたのであります。繭につきましては今申しますようなことで、當初からさういふ方針をもつておらず、また保險の態様も一變しておるので、そこに技術的にも蠶及せしめることが不可能であるといふところから、米と同様の扱いはいたしておらないのであります。なお陸稻についてもこの保險を適用しないことについての御指摘であります。これはごもつともだと思ひます。今日食糧増産をはからなければならぬときにあたりまして、陸稻はとかく危険の多いものであります。危険が多いだけに、これを保險の範圍に入られていくことは當然いたすべきことでございまして、基礎資料等も調査をいたしておりますので、これは最も早い機會に保險の對象をしていきたいと考へておる次第であります。

○大島義委員 ただいまの答辭中納得し得ざるものもあつたけれども、これは他の委員諸君からの質問もあると思ひますので、重複しないようにいたしておきます。今第四點の質問に對して、現實の問題として養蠶は蠶及することができないといふお答えがあつたのであります。私もは現實の問題として、養蠶には多額の損害があるから取上げておるのであつて、損害がないなら、こういうことは申さないのであります。特に本年の水害の關係におきまして、養蠶地帯は非常な被害を受けておるのであります。これを救済することなくして、保險の目的は達成し得られぬのではないかと考へております。關係上、お尋ねしておるのであります。もう一つ話を改めて、もし他に打つ手がないといふことなら、私は非常に古い考え方と言わなければならぬと思つておられます。たとえば本年の繭の値が二千六百掛に決定されたときに、あの値上りの差益金は少くとも十億圓、以上あるはずであります。従つて政府の取るべき取り前をこの際相當救出される。もし技術的に蠶に蠶及することができないといふなら、その面では養蠶農家を救済することなくしては、來年の養蠶に對しては非常な不安が襲つてくるのであります。これに對しましては、特に本日の開會以前に、蠶絲局長の出席を求めておりましたが、蠶絲局長の出席がありま

せんので、農政局長から一應のお答えを得、さらに蠶絲局長にはこの次の機會に御出席を願つて、お答えを願いたいと思ひます。

○山添政府委員 これは蠶絲當局の方とも十分協議をいたしたいと思ひます。

○野澤委員長 大島委員、蠶絲局長は今見えますから、蠶絲局長に對する質問はあとに願ひます。小林委員。

○小林(逓)委員 ただいま大島委員から繭の問題について御質問がありましたが、蠶絲局長はあとでお見えになるのであります。専門的な問題は繭絲局長にお伺ひしたいと思ひます。なおこの農業災害補償法案を見ますと、通常の場合は大體生産者の方が

りますと、制度が變つた際にそういう措置を講ずるという御答辯であります。現在政府におきまして蠶絲の管理を新しい制度でやりになる確信がございまして、それをまずお聴き申し上げます。

○野澤委員長 小林委員、その點は蠶絲局長がすぐまいられますから、それは後刻にしたいと思ひます。

○小林(連)委員 ではそれは蠶絲局長が見えましてから質問いたします。もう一つ農政局長にお伺いしたいのであります。先ほど大島委員の質問に對するお答の中に、これも蠶絲局長に答辯していただくようなお話でありましたが、これは農政局としてもひとつお考えを願わなければならぬと思うのであります。そういう方法がもし――

農に於いての保険を今年からはいろいろ準備してないというお話でありましたが、水稲も蠶もやはり國の重要な農産物でありまして、水稲だけは前から用意してあつたが、蠶の方は用意してなかつたと言われるが、蠶も水稲もわれ／＼から考えれば、同じ重要なものと考へておられますが、初めからそういうものを用意してないというところは、何かそこに理由がありますかどううか、それをお伺いしたいと思ひます。

○山添政府委員 この法案におきましては、保険の態様を變えたわけでありまして、これは申すまでもありません。水稲における遡及の問題は、實はさつ／＼ばらんに申しますれば、政令でもつて共済金額をかえるということもできたのです。ただこれは豫算の關係上そのことが確定をしなかつた。そこでこれは今までのそのまゝの態様におけ

る農業共済、農業保険、その形において、ただ金額を變える、これだけの意味でありまして、遡及すると言ひましても、その實質におきましては年度當初から保険金額を引上げておつた、これと同じ措置なんです、そのところは事情が違ふことは小林委員もよく御了解のことだろと思うのであります。

○野澤委員長 蠶絲局長が見てましたので、大島委員。

○大島(義)委員 先ほどお尋ね申し上げたので、幾分重複する點があると思ひますが、その點はお許し願ひたい。この保険の實施にあつたて蠶絲が取除かれてゐることはなほ私どもは遺憾に存するのであります。そこでやむを得ない場合には、本年の二千六百掛の蠶の値上りの場合における差益金は、少くとも十億圓以上あるはずであります。従つてこの金を政府の取り前を考慮されて、この保険と同一の取扱ひをその差益金によつてすることができないかということ、まずお尋ね申し上げます。

○平田(左)政府委員 ただいま御質問の本年の春蠶期におきましては、蠶の引上げによつて生じた差益金の處分方法の問題についてお尋ねがございましたが、この春の蠶價引上げによりまする差益金につきましては、原則として當時政府から發表されましたように、差益金は國庫に徴収する。こういうことになつておりますので、昨年夏秋蠶價九百掛より本年の二千六百掛に上りました差額につきましては、一般の政府納入金として納めることになつております。従つてわれ／＼の行政的措置でただいまの金額をどうするということ、現在のところはさらに

研究を要する必要があるが、なおこの蠶價の差益金につきましては、それ以前のものもあるというやうな關係もございまして、その以前のもの、すなわち九百掛以前のものにつきましては、これを全額を政府に納入するといふ制度も確立してございまして、この問題については金額はどうなりましかかりませんけれども、大島委員よりの御質問の御趣旨に沿つた努力を續けて得ることと考えております。なおしかしながら一般の政府納入金は、政府の特別會計でなしに、一般會計にはいつてしまふわけでございますけれども、その使途をいたしまして、大藏當局と

こういう財源もあるのだから蠶の救済のために特別の支出はどうかといふことは、直接の牽連はございせんけれども、財務當局の折衝の問題として残つてゐることでございますので、御説のやうな趣旨を續きこみまして、今後の蠶救済のためにひとつ努力いたしたいと思ひます。

○大島(義)委員 これはちよつと本案と關係が離れるといふことでありますけれども、蠶絲局長が列席の場合でありますので、私お尋ねしたいと思ひます。過日農業協同組合法の通過の際に、農業協同組合内部の修正意見が種々あつたが、今後の日本の農業は多角的な經營、集約的な經營をやつていかなければ農村經營は成立たぬという見解のもとに、第九條の修正もなくて済んだやうなわけでありまして、従つて農業協同組合は、農業、畜産その他のものを一括してつくるべきである、但し特殊の地帯のみはやむを得なからうといふ意見もあつたのであります。まず原

則としてこれらの協同組合は種類別に分割すべきでないといふことは、當時の當局の説明並びにわれ／＼の質問によつて明らかにされておるのであります。しかるに私昨日前橋にまいりましたところ、群馬縣農業界に非常なセンセーションが起つておるのであります。これは蠶絲だけを農業協同組合から切離して、養蠶農業協同組合をつくらうという計畫が、一部の古い農業會の幹部によつて計畫されておる。しかも去る二十六日には、蠶絲局長もその會合に出席され、縣の蠶絲課長も出席して、こういう設立の準備をしておる。しかも縣農業會にこれを正面から持込むことができないために、蠶絲局長の手において、縣農業會の各郡支部の養蠶關係の者を集めて、昨日も會議をしておつたやうなわけでありまして、こういうふうな特殊の地帯では決してないのであります。群馬縣においてこういう養蠶協同組合といふものを別につくるという運動を展開されるといふことは、いかにもわれ／＼は了解しがたいのであります。この點に關しまして農政局長と蠶絲局長のお二人の方から、これらに關する見解をこの機會に御説明願ひたいと思ひます。

○山添政府委員 これは今さら申上げましては、もつぱら實際上の要求に即して、農民自身がその意見に基いて決定をする。従つて法的には單純なる組織法でありまして、これが最良のタイプであるといふことは規定をしておらないわけでありまして、しかしながら實際の農村の實情に合ひ、また歴史等にも考え、農民團結の力を強く發揮せしめる上におきましては、原則

的に總合された單一の組合がいいのではないかと、さうして必要に應じて蠶絲なり、畜産なりにわかれるけれども、それは村ではさういふ組合がおそらくできないのが通常の形態であらう。かゝうに考へておるのであります。さういふわけであるから、必要な事情等を考へ併せて、農民自身の慣習等、多數の輿論の赴くところ、かようなことによつて組合が構成されるというのであります。従つて群馬縣の場合に於けるのが一番合理的であり、また望ましいかといふことを、私どもとして、これであるといふやうな意見は、あまりはつきりした形においては述べられないといふ建前になつておるわけでありまして、さういふ意味でありますから、大體組合といふものはよほど明確なる必要があり、またその農民の意思もそこにあるといふことでなければ、これは總合された單一の組織でありたいといふことは考へておるのであります。具體的に申して群馬縣は非常な蠶絲縣であり、それが一段階において、特別に蠶絲の利益を代表するがごとき、また蠶絲の發達に盡すがごとき團體が、今日分裂することの可否といふことについては、これは農林關係の方で十分討議をされて決定されることであらう。それについての私の意見といふものを、ここに申し上げたいわけにはまいらないのであります。

○平田(左)政府委員 農業協同組合法の運用に關しましては、ただいま農政局長の御説明の通り了承いたしておるのでございまして、この法律そのものが民主的基礎の上に立ち、農民の自由なる意思決定に基いて團體を結成していこう。こういう建前でございます。

ので、われ／＼も直接指導がましいことを申し上げることはいかかと思存じまして、今日までは世論の推移をうかがつてまいりましたことは、いづやのこの會議に申し上げた通りでございます。そこで蠶絲業の内部におきましても、蠶蠶の方をだん／＼確立すべしというような議論も各方面から出てまいりますし、また總合でいこうというような意見もありますので、中央におきましても關係の團體諸君の間におきまして、より／＼先般以來研究が行われつつあつたわけでありまして、その研究の一つが先般群馬縣におきましても開催せられまして、その際私も特別に出席するやうにという御依頼がございましたので、日曜のことでもございまして、特別に出向いたわけでございますが、その際にわれ／＼といたしましたが、本委員會におきましてわれ／＼が承つた内容なり、あるいは中央の團體間における研究の模様、ないしは各地の團體の動向等について御紹介いたし、そして群馬縣蠶農民諸君の賢明なる御判断あらんことをお話し上げたのでございます。

その際におきましても、ただいま農政局長よりお話のあつたやうに、一體地方地方によつて形態は異なるべきであるというやうな觀點からいたしまして、中央の研究會等におきましても、各地方にそれ／＼適合するやうない／＼のタイプの考え方を、參考のために提出されたやうなこともございました。そしてそれらの各種のタイプにつきまして、群馬縣蠶農家の代表者諸君の間におきまして、自由なる討議が行われ、そしてただいま大島委員よりお話のございましたやうな、一般の總合すべしという主張、すなわち特に町村における蠶業團體を總合すべしというやうな主張に對しましては、十分に尊重し考慮された上の議論が行われたことを、私の席に列席いたしまして親しく拜聴いたしてまいつたのでござい

ます。そうしたラインに沿ひまして、町村の蠶業團體を總合すべしというやうな意見と相抵觸しないやうに、蠶蠶は蠶蠶の發達を希うやうな、群馬縣蠶蠶の考えを研究していこうというやうなことに會議も進行してまいりましたので、われわれとしましてはその實情を拜見いたし、そしてまた蠶絲業の將來のために眞に役立つやうな團體の結成を希つて歸つてまいつたやうなことでございまして、お説の點とは特に背馳することがないやうに承知いたしております。

○野澤委員長 あとまだ相當ありますから、簡単に願ひます。
○大島委員 そう簡単にいかないかもしれない。私はこゝういふやうなことがあろうと考へて考へておりましたので、蠶業生産調整法の案の中にも、これに重大な關係をもつ一つの案であります。その中で今これを朗讀いたしますが、蠶業生産調整法の第九條に「地域、期間並びに農産物の種類及び品種を指定したときは、當該地域において當該期間内に當該農産物の作付をしようとする者は」云々。とあるのであります。これは一體どこからこゝういふことが出てきたかというのを、私はひそかに考へてみたのでありますが、少くとも現在の蠶絲が十四中のA格物はアメリカでポンド十三ドル五セントに賣れる。廿一中の絲になるとポンド五ドルはだお氣の毒でありますけれども、そ

ういふ考へをわれ／＼に起させぬやうに御努力をお願いしたいと思つたのであります。さらに農政局長としては、特殊地域と申しますのは、われ／＼が協同組合の際に申し上げた通り、北海道における畜産であるとか、あるいは東北地方における畜産とか林産とかいふことが、特殊な地域になるのであります。また、私の方の群馬縣にまいりましたも、蠶蠶事業でやつておる農家は一つもない。食糧と蠶蠶の耕作の率は相半ばしておる状態でありまして、決して蠶蠶のみを専業しておるものはないのでありますから、かような間違ひの起らぬやうに、農協協同組合成立の前においてかやうな誤解を受けるといふことは、農協協同組合にとりまして不幸の上もないことと考へますので、十分の御注意あつて、これらに對する誤解のないやうな指導をお願いしたいと思つたのであります。

○小林委員 委員長はこの蠶業保險法にだいたいの關連のない大島委員のお話をお許しになりましたから、私もこの點についてちよつと觸れてみたいと思つたのであります。これくらゐにいたしまして本論にはいたしません。先ほど申し上げましたが、蠶絲局長がお見えにならないので留保しておきましたが、この蠶業災害補償法案におきまして、蠶絲業の蠶の保險をやる場合に、保險金は普通の場合には生産者負擔でありまして、その他の超異常時の場合には、政府すなわち消費者がこれを負擔していくやうな豫定でおられるやうであります。この保險金を出します組織が、蠶の方にのみしては現在ないわけでありまして、今

後この保険金を取扱う金は、蠶絲の特
別會計においてやつていくような構想
があるという農政局長のお話でござい
ましたが、現在はそのような構想がない
のであります。これらにつきまして、
當局は將來どんなふうにお考えになつ
ておりますか。まづ第一點に伺いたい
と思ひます。

○平田(左)政府委員 日本蠶絲業會は

かねて豫告せられましたように、本月
の一日をもちまして閉鎖機關に指定せ
られたのであります。蠶絲業會の管ん
でございました事業の重要性に鑑みまし
て、われ／＼といたしまして、猶豫
せられました豫告期間中に、そのあと
に事業を受け継ぐべき機關なり、組織
なりを確立をいたしまして、同時にで
きれば發表したいという念を念
願してまいつたのでございますが、何
分にも蠶絲業は複雑多岐の機構をもつ
ておりますし、殊にアメリカとの輸
出關係等の事情は、時期的にもだんだ
んと變つてくるというふうな關係もあ
りまして、本月初旬までは決定をみ
なかつたのであります。その引續機關
の構想として、先ほど農政局長からお
話があつたとか承つております特別會
計等も、一つの有力な案として検討さ
れつつありますし、またそのいき方等
につきましても、具體的に申しますと、
こまかな點にわかれてまいりますので、
現在のところとしては、こういう
案をもつてあとの機構とするというこ
とを、この席で明言できない時期にあ
るのであります。従つて、さてどうす
るのかという御質問に對しては、お答
えも困難なわけではあります、さとい
い閉鎖措置におきましても、蠶絲業會
は非常に大切な機關であるからという

關係を考慮せられまして、あとの組織、
機構の確立するまでは、日本蠶絲業會
が現在行つております主要業務は、い
わゆる指定業務として、そのまゝ繼續
を認めるという措置がとられていてこ
とでございまして、その機關におき
まして、なるべく急いで適當な機構を
考へてまいりたい、かように考へてい
る次第であります。

○小林(通)委員 ただいまの蠶絲局長
の御答辯によりまして、現在の蠶絲業
會は指定機關になつてゐるが、適當な
機構については／＼の關係もあつ
て、今は明言できないけれども、適當
の機會にこれらの後繼ぎのものができ
るというふうな御話でございました。
私はこの災害補償法案のごとき重要な
法案が outcome として、すぐこれが引續ぎの
できないというふうな蠶絲業の現状を
憂へるものでございます。従いまし
て、最近アメリカにおきましては、生
絲は賣れないけれども、半面に製品で
あります羽二重、すなわち羽二重をも
つてつくりました絹のマフラーが非常
に流行いたしました、羽二重の注文が
日本に殺到しているというふうなお話
も聴いてゐるのであります。こういうた
生絲の消費の状況が變つてまいります
際に、日本の蠶絲業の行政がいつまで
も混沌といたしまして、なか／＼進ん
でいかないというのは、非常に遺憾な
ことだと考へております。こういう點
からいたしまして、ただいま蠶絲局
長のお話のありました次の機關が早く
できまするよう、政府におきまして
は、特段の努力をいたしていただきた
いと考へるものであります。従いまし
て、今お話のありますこの蠶絲災害補

償法のもととなります保険金の出所等
も、この法律ができましたら、まだ所
のあとのものができないというふうな
ことでは、何にもならないというよう
なことになるので、これは急速に
お進めを願ひたいと思ふのでありま
す。そこで私は、もし萬一の場合を考
へまして、この蠶絲業の機關ができな
い場合に、この災害補償法が通過いた
しました場合には、蠶絲業のこれらの
金をどういふふうにしておつくりにな
りますか。これを伺ひたいと思ひま
す。

○山添政府委員 その問題は結局來年
度豫算を編成いたしますときに確定す
ればよいわけでありまして、お話のよ
うなことにはならぬであらうという個
人的な考えを私もつております。蠶絲
局長も同様の見通しをもつておられる
ようであります。それともまた違つ
たというふうなことでありますれば、
それはあらためてその際適當な財源を
探して善處いたします。

○小林(通)委員 次に先ほどお尋ねい
たしました適及の問題であります。先
ほど大島委員の質問に對しまして蠶絲
局長から御答辯があらましまして、水稲に
つきましては適及するけれども、養蠶
については來年度からやつていきたい
というふうなお話でありましたが、先
般も水害対策委員會におきまして、蠶
絲業が今回の風水害によつて受けまし
た損害は二十億に／＼といたして
おるのであります。これは蠶絲業界
にとりまして空前の災害でございま
すので、この災害補償法が前もつてで
きておりますれば、これらの適用を受け
ることになります。しかも今年はなく
て來年からのことでは、農

民は非常にがつかりするのではないか
と思ひますが、これらにつきまして御
當局におきましては、何かこれに代る
べき方法をお考えになつております
か、伺ひたいと思ひます。

○平田(左)政府委員 本年の東北並び
に關東地方の水害はまことに甚大であ
りまして、蠶絲業のためにも大きな痛
手を負つたわけでありまして、従つてこ
れは救済に關しては、われ／＼として
もただちに救済の豫算を編成いたしま
して、目下大藏當局と折衝中なので
ございます。それはそれとして、保險の
關係において一方水稲に適及いたし、
一方桑園の方、養蠶の方に片手落はな
いかというふうな御意見は、まことに
ごもつとも存じますが、これについ
ては先ほど大島委員に對してお答え申
しましたような方法もあることでござ
いますので、その實現に對して努力
をいたしてまいりたいと考へており
ます。

○國司委員 簡單にお伺ひいたした
のですが、第八十四條の水稲及び桑、
その他政令で指定する食糧農作物、そ
の共濟事故として風水害、干害、冷害
その他氣象上の原因による災害及び病
害とありますが、その氣象上の原因の
中に雪害というものが含まれておるか
どうか、お伺ひしたい。

○山添政府委員 含んでおります。
○國司委員 御承知のように東北地方
では苗代半作という言葉がございま
す、と言ひますのは、雪の消え方が遅
いというよりも融雪水が冷い、その冷
い水が苗代にかかりまして、苗代の水
が冷くて、そのために苗の育成を阻害
するということから、早まき、早植を
奨励せられております東北地方とし

て、苗代期間における冷水、そのもと
をたぐれば雪害ということがきわめて
大きいのではないかと思われます。さ
らにまた御承知でもありましようが、
東北地方には徳川時代からおきての裁
培を禁止されておることが非常に多
く、おきては收穫が多いということが
わかつておつても、これを栽培するの
に危険を感じて、縣としてあるいは國
として容易に奨励し得ない状況で
ございます。このような點から考へま
して、それが雪害によるところをわめ
て、大きなものがあると思ひますし、ま
た農林省の積雪地方農村經濟調査所が
山形縣の新庄町に設置せられて以來、
今日まで十數年を経過してございま
して、その間における眞摯なる調査研究
というものは、水稲に對して雪害が大
きな原因をなしておるといふことを實
證いたしておるのであります。殊に麥
にすれば冬季間における菌核病という
雪腐病によつて、いかに東北地方で二
毛作を奨励しても農民が容易について
こないといふことには、そこに氣象上
の原因、すなわち雪害が大きく働いて
おるといふことを見逃すわけにはいか
ぬ、こう思ひます。しかるにもかかわ
らず風水害、干害、冷害というものを
はつきりここに明示しておきながら、
雪害というものをただ單に氣象上の原
因の中にはいつておるといふ御解釋を
下されて、これを特に雪害といたわな
い理由について、當局の考へ方を承り
たいのであります。

○山添政府委員 なるほど雪の害は相
當激しいものでございます。桑なんか
についても、雪のために起るところの
病氣の害、かようなものもあります。

○山添政府委員 なるほど雪の害は相
當激しいものでございます。桑なんか
についても、雪のために起るところの
病氣の害、かようなものもあります。

しかしこれはあげますときに網羅主義はとつておらないのです。網羅主義をとりますと、かえつてそれから抜けたものがどうかという事になりますので、その他氣象上の原因と大きく引括めるところに一切の原因を含めておる、こういうわけであります。

○國司委員 ただいま農政局長は網羅主義をとらぬ、すなわち列挙主義をとられぬ。こういうことでございますが、列挙主義の中にはそこに大きなものを掲示して、比較的輕微なものは氣象上の原因の中に全部引括めてしまふ、こういうお考えのように承るのであります。そういたしますならば農林省みづから積雪地方農村經濟調査所を設け、あるいは昭和九年の大凶作以後、各地に冷害試験地というものを設けられておる。その御趣旨と相反しないかどうか、その點をお伺いしたい。

○山添政府委員 雪害の防除対策、これはひとりで農作物のためのみならず、農家の經濟上の關係その他の廣い觀點において考へておりますが、それについてたししても直接の農作物等に及ぼす雪害の防除の大切なことにつきましても、農林省の認識とただいまのお話と、何ら異なることはないものであります。今まで冷害が抜けておりましたのを、特に東北のために冷害を入れるというのが、保險の改正の一大眼目であります。もとより冷害と雪害とはみづから違ひますけれども、御説のごとく遠い原因にはいつていくと、また一部はそこで共通するような點もあるでございます。これは氣持の上もししくは農林省における雪害に對する認識の輕重ということとは關係がないので

あります。○國司委員 列挙せられました共濟事故と、それから氣象上の原因の中に含まれておる、しかも現われておらぬ雪害というやうなものを對して、何らそこに輕重の差を認めておらないということに對しましては、私も感謝を表したいと思つております。もし輕重の差を認められないということでありますれば、是非これに雪害といふものを列挙していただきたい。そういたしますればそこに雪害に對してこれまで東北地方の、あるいは北海道北陸地方を含めまして、積雪地方の人々がいかにかその救済を叫んできたことが實を結んだかといふことが、はつきりいたしてゐるのでありますから、ぜひ入れていただきたい。ここに私は今水稲と麥の例をとりましたが、次の蠶繭にして、先ほど局長さんが仰せられましたように、桑に對する雪害あるいはさらに積雪期間における風の害、これは間接害ではないと私も思ひますが、直接の被害をなすと思ひますけれども、そうした害あるいは家畜保險においての——これは間接かどうかはつきりわかりませんが、骨軟症の問題、積雪のためは家畜がすつかり閉ざれてしまひまして日光を受けない、そして運動不足になり偏食になる。そのためは惹起する骨軟症、そうした事柄は悉く間接ではありましようが、雪害によるものである、雪害の及ぼす影響といふものはきわめて大きいのであります。またこれを金額に見積りましたならば、局長さんの方では積雪地方農村經濟調査所からその資料をおとりになつて、十二分に御承知のことと思ひますが、きわめて多額に上ります

ので、ぜひ雪害をこの共濟事故の中に入れていただきたいと私は思ひますが、これに對してはつきり今例示することに對して當局の御所見を承りたい。

○山添政府委員 問題の大切なことについては何れも私も異つた意見をもつてゐるものではございませんけれども、法案をいたしましては、かように規定をいたしましても、その間別段の誤解はなからうと存じております。○國司委員 私をして率直に言わしていただきますならば、むしろ特殊の氣象條件にあります東北地方、積雪地方に關しましては、この災害補償法というものは、別個の單行法をもつて制定していただきたいとすら思つてゐるのであります。従つてこの共濟事故の中に雪害を入れるといふやうなことは、むしろ小さな問題のようにも實は思つてゐるんですが、しかしその單行法は今ただちに政府に要望いたしましても、どうして立案せられないでございませうか、また議會から提案するという方法もあるものであります。ただいままだちにこれを提案するだけの用意もいたしておらないのでありますから、せめてそうした單行法が出るまでの間に、この雪害といふものをに入れていただきたいと、私は重ねて強く要望いたしたいと存じます。なおこれに附け加へまして、東北地方のいわゆる農業上に占める地位といふものは、きわめて大きいのでございします。いまさらこれは私から申し上げるまでもないことでございしますが、この東北地方の農業上における地位の重大性に鑑みまして、積雪地方農村經濟調査所とか、あるいは奥羽試験地とか、あるいは各

地方の冷害試験地、そうした政府の機關に對しまして、もつと総合的に、これを計量的に配置せられますと同時に、内容を整備擴充せられまして、十分に所期の目的を達成せしめられるやう格段の御配慮をお願いしたいと思います。であります。それに對しましての當局の明年度の豫算に盛り込まれた内容をお承りしたいと思います。

○山添政府委員 明年度豫算はまだ研究中でありまして、しかく具體的なつておらない點もございします。東北地方を重視いたしますことにつきましては、これは穀倉地帯であるとか、またそういう大きな役割を果しながら、實際問題として、農家經濟等が他の地方に比較いたしますれば、きわめてお氣の毒な状況にあるといふことはよ承知をいたしておるのであります。しかしながら明年度の施設をいたしまして、特に東北地方のみのためにどういふ施設をするという事柄はございせんが、積雪地方農村經濟調査所のごときは、この機構につきまして若干の考慮を加えて、その機能を發揮するようにいたしたいと考へております。またあそこ三本木等にございます東北の農事試験場の支場、これはいわば日本では新しい意味の經營に關する試験場といふやうな意味をもつてやつておるのであります。これらも早く完成して、研究がなされるようにいたしたいといふやうなつもりをもつております。いずれにしても現在の財政状況といたしまして、新規の施設を起すということ、これはどうして許されないので、既存のものについてその能力を發揮するやうなことを考へる。また建設中のものについて早く完成をさせる。かよ

うなことには十分努力をいたしておるのであります。○國司委員 農政局長さんの東北に對する農業經營上、あるいは農家經濟上における諸施設について、それを整備擴充せられるという御熱意に對しまして、私も衷心から感謝をいたす次第であります。つきましては蛇足を重ねるやうでございしますけれども、東北地方の農業經營といふものが、いわゆる農家の經濟と密接不可分の關係を有しておる。むしろ大きく産業經濟の發展の基礎をそこに培養いたす意味におきまして、この農業經營に對して大きな關係をもちます災害補償といふ問題は、その深度におきまして、その幅におきまして、十二分に當局として、他の地方と趣きを異にしてお考へ願わなければならぬ點が多々あるやうなものであります。さういふ意味合のもとに、ぜひ私は雪害といふことをこの共濟事故の中に加えてもらふことを主張いたしますと同時に、積雪地方の農業經營、あるいは稲作經營といふものに對して、特段の御配慮と施設の充實をはかれんことを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○野澤委員 本日はこれにて散會いたします。

午後三時五十六分散會

昭和二十二年十二月二十六日印刷